

○ 生徒指導課

新入生諸君は、「静岡県立高等学校学則」をはじめ、本校の「教育方針」・「生徒心得」・「生徒会会則」等さまざまな規定に基づき、これからの3年間、最も有意義な高校生活を送るべく期待されています。以下、生徒指導課関係の基本的ルールとして、保護者の方々にも「ぜひ御理解いただきたい」事項を最小限、掲載したものです。御家庭におかれましても十分に御配慮いただき、学校・家庭がそれぞれ協力・連携をとりあって、生徒の望ましい生き方を援助していきたいものです。

1 校内生活について

- (1) 始業前、少なくとも5分前に登校できるように努める。遅刻（8：30以後）したときは、職員室で「遅刻届」に記入し、教務課印をもらった上で教室に入る。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、事前（当日は、8：00～8：15まで）に保護者より、クラス担任にCラーニング等で連絡する。
- (3) 早退する場合は、クラス担任の許可を得て、「早退届」に教務課印をもらう。病気早退の場合は、養護教諭の承認を要する。
- (4) 登校後は、放課まで無断外出をしてはいけない。必要な場合は、クラス担任の許可を得て、「外出許可証」に教務課印をもらう。
- (5) 不必要な金銭を所持しない。もし多額の金銭を所持した場合は、必要に応じてクラス担任に預ける。また、教具以外のものの持ち込みは禁止する。（例）化粧品、ゲーム類等
- (6) 許可なくして団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行したり、金品を集めてはいけない。
- (7) 常に清潔・整頓を重んじて校内美化に努め、学校施設・備品等を大切に扱い、もし汚損・損傷した場合は、ただちにクラス担任に申し出る。理由によっては弁償する。
- (8) 校舎内では静粛にし、他の迷惑にならないように心掛ける。
- (9) 地震・火災・事故等、非常事態発生の場合は、ただちに職員に通報しその指示に従うとともに、冷静沈着に行動して臨機応変の処置をとる。
- (10) 携帯電話・スマートフォンの使用は、朝SHRから帰りSHRまでの間は禁止している。それ以外の時間は許可エリアでの使用を認めている。

2 校外生活について

- (1) 生徒立入規制一覧表（生徒手帳）への出入りを禁止する。
- (2) 高校生として望ましくない下記のような行為は厳禁する。
 - ・無断外泊
 - ・不良交友、不純異性交遊
 - ・バイクの運転、同乗、自動車の運転（運転免許取得については、条件に合えば、進路決定者は3年生の11月以降。ただし、大学・短大進学者は2月以降に許可する。）
 - ・飲酒、喫煙
 - ・危険ドラッグ、シンナー、覚醒剤その他これに類するものの使用・所持、暴力行為、窃盗などの触法行為、無断アルバイト（許可制）、その他高校生としてふさわしくない行為
- (3) 沼津・駿東地区高等学校PTAの申し合わせで、**22時以降**は、家庭学習又は休養・睡眠のための時間とし、携帯電話・スマートフォン等を自粛することになっています。（平成26年8月1日から実施）

3 通学・交通安全について

- (1) 通学途上においては、交通ルールを守り交通安全に努める。特に電車・バス内では他の乗客に迷惑をかけぬよう公衆道徳を遵守する。

- (2) 自転車通学を希望する者で、下記の条件に合う者は許可するので、入学式当日、「自転車通学届」(P.41)を、クラス担任に提出すること。

〈許可条件〉

- 雨天では雨ガッパを着用すること。雨ガッパについては、特に指定はしないが、自転車通学届には雨ガッパを持っていることが条件となる。自転車通学用の雨ガッパの販売を4月6日(木)入学式後に行う。(販売価格は、4,500円～7,500円程度)
 - 静岡県自転車条例(2019年10月1日～)の施行に従い、自転車保険に加入していること(TSマーク等)。
 - 学校で交付する登録番号のステッカーを貼付すること。なお、自転車店で点検済の印を受けること。
 - 下記事項について、常に点検・整備・確認すること。
 - ①ブレーキ ②ギア ③ライト ④錠(鍵は自転車に付いているもののほかにチェーン式を用意することが望ましい。) ⑤センタースタンド ⑥その他(夜行反射テープ・ステッカー・反射鏡等)
 - 下記の禁止事項について違反しないこと。
 - ①二人乗り ②並進 ③無灯火 ④傘さし運転 ⑤右折方法違反 ⑥右側通行 ⑦横断歩行者妨害 ⑧一時停止無視 ⑨自転車運転時のイヤホン・ヘッドホンの使用 ⑩携帯電話・スマートフォンの使用
 - ヘルメットは着用することが望ましい。
- (3) 保護者による生徒の自家用車での送迎は、事務室前までです。体育館前は禁止です。

4 服装・頭髪等について

- (1) 登下校及び校舎内の生活では男女共、本校指定の制服を着用すること。
制服は冬服・合服・夏服の3種類。指定セーターあり(任意購入)
(制服の図参照。なお、合服・夏服については生徒手帳を参照)
- 冬服・合服には、女子はリボンまたはネクタイの着用を義務づける。
 - 冬服の着用期間の目安：4月1日～5月31日・10月1日～3月31日
 - 夏服の着用期間の目安：6月1日～9月30日
 - 合服の着用期間の目安：5月1日～6月30日・9月1日～10月31日
- (2) いかなる制服の変形も禁じる。
- (3) 男子の靴下は白・黒・紺の標準的なもの、女子の靴下は黒・紺の標準的なものとし、長さは膝の下までとする。
- (4) 防寒具について
- 着用許可期間の目安は、11月1日～3月31日とする。
 - 指定セーターの着用もこの期間に認める。
 - コートは黒・紺で膝上のもので着用許可する。
 - 部活動指定の防寒着は登下校時、着用を許可する。
- (5) マフラーは華美にならないものとし、登下校時のみ着用を許可する。
- (6) 男子の長髪は、耳及び襟にかからない程度とする。
- (7) 女子の髪は、肩にかかる場合は必ず結髪する。前髪は眉にかかる場合はピンでとめる。
- (8) パーマ・染毛・脱色および変色は禁止する。
学生鞆は高校生らしく華美でない物を使用すること。(他校のカバンの使用不可)
- * 以上の諸規定が守られない生徒には、指導注意を行いますので、御家庭でも十分な御指導をお願いします。

5 生徒会活動について（生徒会会則より抜粋）

- (1) 会員の地位は高学年生徒たると低学年生徒たるとを問わず原則として平等であって、等しくその人格及び言論の自由は、学園生活の秩序を乱さない限り最大の尊重を必要とするも、生徒の本分に反する行動は徹底的に、これを排除しなければならない。
- (2) 生徒総会は会員の総意を表する。本会最高の議決機関である。評議会は生徒総会の代行機関として、これに次ぐ議決権を持つ。
- (3) 執行部は、下記の各種委員会を組織し、各クラスから選出された委員によって構成される。
 - ・文化 ・体育 ・美化 ・保健 ・図書 ・風紀交通安全
 - ・応援 ・生徒会誌編集委員 ・新聞 ・放送
- (4) 会員は下記の文化・体育いずれかの部に所属する。

《文化部》

- ・書道 ・商業美術 ・家庭 ・茶華道（茶道班・華道班） ・吹奏楽
- ・会計実務（珠算班・簿記班） ・情報処理
- ・地域活性（地域研究班・写真取材班・ボランティア班）

《体育部》

- ・陸上競技 ・弓道 ・サッカー ・野球 ・女子バレーボール
- ・バスケットボール ・バドミントン ・女子ソフトボール（募集停止）
- ・卓球 ・女子ソフトテニス ・ホッケー

6 制服について

詰襟タイプ（男子制服）

「冬服」



「冬服」・・・詰襟上着、スラックス、長袖シャツを着用する。
上着に校章バッヂをつける。靴下は、白・黒・紺の標準的なものとする。

「夏服」



「夏服」・・・スラックス、半袖シャツを着用する。
靴下は、白・黒・紺の標準的なものとする。

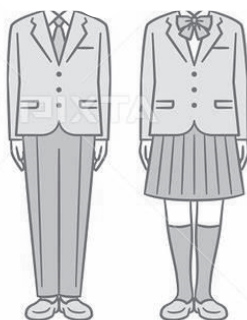
「合服」



「合服」・・・スラックス、長袖シャツを着用する。
靴下は、白・黒・紺の標準的なものとする。

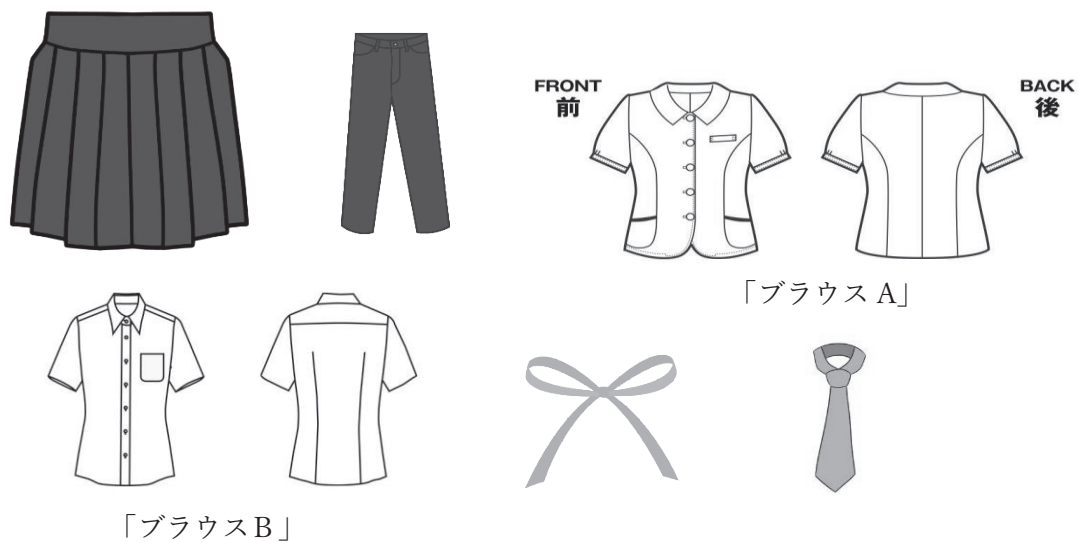
「冬服」

スーツタイプ（女子制服）



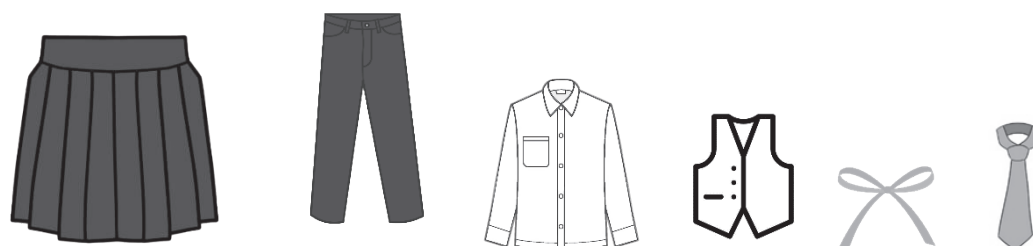
「冬服」・・・スラックス、スカートを選択でき、リボンまたはネクタイを選択し着用する。
上着に校章バッジをつける。靴下は黒・紺の標準的なものとする。

「夏服」



「夏服」・・・スカート、スラックス、ブラウス A、ブラウス B、リボン、ネクタイから選
択し着用する（リボン、ネクタイは着用自体選択できる）。
靴下は黒・紺の標準的なものとする。

「合服」



「合服」・・・スカート、スラックス、ブラウス、リボン、ネクタイから選択し着用する。
ベストに校章バッジをつける。靴下は黒・紺の標準的なものとする。
